

東日本大震災による柏市中小企業資金融資制度の拡充について

柏市は、東日本大震災に伴う直接被害及び間接被害を受け、売上の減少や利益率の低下により借入金の返済負担が増大している市内中小企業者に対し、資金繰りの安定化を図ることを目的に制度の拡充を行いました。（罹災証明は必要ありません）

1. 資金使途として借換えを認める

条件

- 1) 最近連続した2ヶ月間（平成23年3月以降）の売上が、前年同期と比較して5%以上減少している
- 2) 柏市中小企業資金融資制度における資金間の借換えであること
- 3) 既往借入金の融資実行日から6ヶ月以上経過している
- 4) 既往借入金借換え申請日前6ヶ月以上継続して、契約通りに返済を行っている
- 5) 既往借入金の融資を行った金融機関と、新たに融資を行う金融機関が同一（支店も）である

内容

- 1) 借換えは、1既往借入金当り1回を限度とする
- 2) 新たに融資を受ける金額は、既往借入金の金額を超えることができる
- 3) 複数の既往借入金を一括して借換えることができる

受付期間

- 1) 平成23年5月16日（月）～平成23年9月30日（金）
当所に申請書類が必着のこと

申し込み方法

上記条件を満たしていることを取扱金融機関が確認し、必要書類を全て揃えて各金融機関が柏商工会議所に持参する。

2. 運転資金申込において据置期間を設ける

返済期間内で最長6ヶ月までの据置期間の設定を認める。

平成23年5月16日以降の受付分から対象とし、今後は恒常的に取り扱う。

3 . 問合せ先

柏市商工振興課

TEL : 04 - 7167 - 1141

H P : <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/090700/p008126.html>

柏商工会議所 中小企業相談所

TEL : 04 - 7162 - 3305